

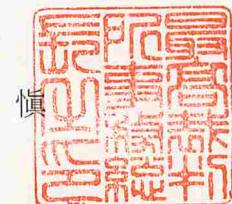
最高裁秘書第832号

令和3年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

3月1日付け（同月3日受付、第021010号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

2月17日付け司法研修所事務局経理課長事務連絡「分野別実務修習に参加するための旅費について」（添付の「分野別実務修習に伴う招集旅費支給の留意点」を含む。）（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年2月17日

地方裁判所事務局総務課長 殿

地方裁判所事務局会計（出納）課長 殿

司法研修所事務局経理課長 岩崎潤一郎

分野別実務修習に参加するための旅費について（事務連絡）

第74期（令和3年度）司法修習に係る分野別実務修習に参加するための旅費については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らいください。

記

1 支給する旅費について

採用内定時の住所又は居所から分野別実務修習のために配属された修習地（以下「配属修習地」という。）の地方裁判所（以下「実務修習庁」という。）までの旅行に係る鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下「交通費」という。）及び日当を支給する。

なお、導入修習に参加するための旅費については、導入修習がオンライン方式で実施されることから、支給しない。

2 旅費支給庁

実務修習庁

3 旅費の支給について

交通費及び日当については、本事務連絡に定めるほか、国家公務員等の旅費に関する法律等に準じて支給する。

4 その他

旅費の支給方法等については、別添の「分野別実務修習に伴う招集旅費支給の留意点」のとおり。

(3. 2. 17)

分野別実務修習に伴う招集旅費支給の留意点

1 招集旅費の支給方法について

- (1) 分野別実務修習参加のための旅費（採用内定時の住所又は居所→実務修習庁）は、その性質上、招集旅費として扱う。
- (2) 旅行命令権者は、司法修習生が属する地方裁判所長とする。

2 招集旅費（交通費）について

分野別実務修習参加のための旅費（採用内定時の住所又は居所→実務修習庁）は、出発地から目的地までの最も経済的な通常の経路及び方法による旅費を支給する。

また、採用内定通知受領後、修習生が実家へ帰省した場合であっても、旅費は採用内定時の住所又は居所から実務修習庁までの最も経済的な通常の経路及び方法による旅費を支給する。

なお、この採用内定通知受領後に実家へ帰省する場合には、私事旅行許可申請を提出させる必要はない。

(1) I Cカードの利用

「現金運賃」と「I Cカード1円単位の運賃」の2種類の運賃体系となっている鉄道等の交通機関については、本人の申告に従い、現に支払った運賃の金額を支給する。

(2) 航空機を利用した旅費の支給

航空機を利用した旅費を支給する。ただし、実際に利用した航路及び運賃の種類による旅行が最も経済的な通常の経路及び方法でない場合には、「最も経済的な通常の経路及び方法」により旅行した場合の金額を限度に旅費を支給する。

なお、航空機を利用した場合は、航空賃の領収書及び搭乗したことを証する書面（搭乗半券、搭乗証明書等）を徴取する。

3 招集旅費（日当）について

分野別実務修習参加のための旅行の日当は、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める日当（2級相当）の定額の2分の1を支給する。

なお、在勤地内旅行及び在勤地内を超える近距離（行程100キロメートル未満）旅行については、4及び5のとおり日当は支給しない。

4 在勤地内の旅費について

- (1) 採用内定時の住所又は居所から実務修習庁までの行程が8キロメートル未満の場合は、交通費及び日当は支給しない。
- (2) 採用内定時の住所又は居所から実務修習庁までの行程が8キロメートル以上の場合は、交通費の実費のみを支給する。

5 在勤地内を超える近距離（行程100キロメートル未満）の旅費について

採用内定時の住所又は居所から実務修習庁までの行程が100キロメートル未満の場合は、交通費の実費のみを支給する。

6 採用内定時の住所又は居所について

採用内定時の住所又は居所は、原則として、司法修習生から提出された「分野別実務修習参加のための旅費申告書」の「現住所（採用内定時）」に記載された住所によることとし、司法研修所企画第二課が提供する「第74期採用選考申込者データ」の住所と照合し、それと齟齬する場合など、疑義が生じた場合は、司法修習生から疎明資料（申述書等）を提出させて確認する。

7 旅行命令簿及び旅費請求書の記載方法について

(1) 発令日について

旅行命令は、司法修習生が導入修習に参加したことを確認したのち、各実務修習庁において旅行命令発令の準備が整い次第、適宜発令する。

したがって、第74期司法修習生の旅行命令発令日は、4月1日以降で、各修習生の旅行日前の適宜の日となる。

(2) 旅行日について

旅行日は、司法修習生が分野別実務修習参加のため実務修習庁に到着する日とする。

(3) 旅行命令簿の記載例

別紙1のとおり

(4) 旅費請求書の記載例

別紙2のとおり

旅行命令・依頼簿

別表第一（甲）

記載例

旅 費 精 算 請 求 書